

「改正入管法及び育成就労法の関係省令に関する論点」について

2025年2月27日

独立行政法人国際協力機構

国内事業部

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ODAの実施機関として、送出国の労働者の人権尊重や経済発展に資する開発協力事業を国際機関、送出国政府、国内外のNGO等と連携しながら実施。その過程で送出国政府・送出機関等から受けた指摘等のうち、関係省令に関する論点に関する参考情報は主に以下のとおり。

関係省令に関する論点（抜粋）	送出国政府・送出機関等から受けた指摘等（参考情報）
4. 育成就労制度における監理支援機関の許可基準について （1）監理支援機関の許可基準の検討の方向性について②	■ 各国にて送出機関に接待や契約外のサービス（本来監理団体が行うべきモニタリングや通訳業務の代行）などを行わせる例が見られる。特にベトナムなどでは、監理団体に対するキックバック（1000～1500ドル／外国人1名）の支払いが送出機関に求められているケースがあり、送出機関からの不満の声が非常に強い。 ■ また、送出国政府からも、送出国側に厳格な対応を求めるのであれば、日本側でも同様に厳格化すべきであるとの指摘が多い。
5. 育成就労制度における送出しについて （1）育成就労制度において外国人が送出機関に支払う費用の上限等に関する検討の方向性について①対象とする費目について、国によって外国人から徴収する費用の名目と費用が大きく異なり、統一的な基準を定め難い中、費目を限定するべきか。 （現時点での検討内容） ○ 規制の対象とする費目は職業紹介手数料等に限定することなく、外国人が送出機関に支払った一切の費用としてはどうか。	■ 外国人が支払う費用については、費用の名目は多様であり、職業紹介手数料のみ上限を設けても、それ以外の費用を上積みするといった事例が見られる。 （→送出その他のリクルートに関連して支払った一切の費用まで払げないとルール回避が横行する可能性が高いか。） ■ 送出機関の多くは、サブエージェント（リクルートを行う会社）やブローカーなど第三者を活用して人材募集を行っている。外国人本人から送出機関に支払う費用に上限が定められていても、それを超えるリクルート関連費用をサブエージェントなどに直接に支払わせている事例が見られる。 （→直接契約関係のない当事者への支払いも含めないとルール回避が横行する可能性が高いか。外国人本人の負担軽減のためには、送出機関が、送出国内におけるリクルートのプロセス全体に責任を持つことが重要。）

② 借金等により費用を工面した場合であっても返済のメドが立つ金額とする観点から、何を基準に上限を設定すべきか。 (現時点での検討内容) ○ 外国人が送出機関に支払う費用は、外国人が日本で受け取る月給の2か月分までとしてはどうか。 ※毎月、月給の1割を返済した場合、約1年半(全育成就労期間の約半分)で完済可	■ 現在、送出し前に支払う費用が比較的安いインドネシアの場合、本人負担額は約 30～35 万円。(2024 年／送出機関からの情報) (→月給の2か月分を上限と設定した場合、仮に月給が 15～18 万円であるとする、現状とあまり変わらず、国際社会、NGOなどから、技能実習制度からの改善が見られないとの批判を受ける可能性がある。) ■ 東南アジアの国々の中の移住労働者が支払う費用には、語学教育等が含まれていないため、一概には比較が難しいが、外国人本人の支払額は、多くの場合 500～600ドル程度、最大でも 1000ドル程度。 (→受入国で受け取る月給1か月分程度か。)
③ 送出機関の適正性確保のため、どのような要件を設定すべきか。 (現時点での検討内容) ○ 「送出国の公的機関から推薦を受けていること」という要件を引き続き課すこととし、MOC作成国の公的機関の認定を受けた送出機関について、主務省令上の推薦を受けたものとして扱うという基本的な仕組みは維持しつつ、以下の要件を追加するなどしてはどうか。 ・ 監理支援機関又は育成就労実施者になろうとする者に対し、キックバック、供応等により不正に金銭の供与等を行っていないこと。 ・ 外国人の素行が善良であることを確認していること。 ※上記を含む送出機関の適正性の担保のため、送出国との間で作成する MOC について、技能実習制度 MOC の基本的な枠組みを維持しつつ、MOC 上の約束が守られない場合は当該国からの受入れを一時的に停止することを可能とする等の規定を新たに設けることとしてはどうか。	■ 問題となる供応等の具体的な事例としては、旅費負担、酒席を伴う会食、マッサージや性的接待、社会的通念を超える贈答品等。 ■ 送出機関側のみに受入停止等の措置がとられることには反発あり。 ■ 外国人本人の支払額の抑制については、機構又は第三者による抜き打ちの監査(外国人へのヒアリング)を行うなどモニタリングが必要。 ＜注1＞JICA は、法務省、最高裁判所、日弁連、関係大学等の協力の下、多くの開発途上国に対する法制度整備支援を長年実施。MOC の実効性を上げる上では、こうした協力を通じ、送出国のガバナンス強化に取り組むことも引き続き重要。 ＜注2＞各国の送出国政府・送出機関等が、より適正な制度運用に向けて、日本の制度についてさらに理解を深めたり、政府・機関同士の学び合いを進めたりすることも重要であり、JICA は技術協力や ILO との連携事業等を通じてこうした取組を引き続き進める予定。(来年度には東南アジアのステークホルダーとの地域的なネットワークを構築すべく準備中。) ＜注3＞JICA が連携する「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」では ILO や Responsible Business Alliance などの協力も得て「公正で倫理的なリクルートイニシアティブ(FERI)」の実施を準備中。リクルートのプロセスにおける救済やモニタリングの仕組みを構築予定。